

## 裁判員等経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成25年5月21日（火）午後3時00分から午後5時00分まで
- 2 場所 岡山地方裁判所大会議室
- 3 参加者等

司会者 中 田 幹 人（岡山地方裁判所刑事部判事）

裁判官 森 岡 孝 介（岡山地方裁判所刑事部判事）

検察官 金 浦 健 次（岡山地方検察庁検事）

同 庄 野 啓 子（岡山地方検察庁検事）

弁護士 小 串 典 介（岡山弁護士会所属）

同 清 野 彰（岡山弁護士会所属）

裁判員等経験者

1 番 裁判員経験者

2 番 裁判員経験者

3 番 裁判員経験者

4 番 裁判員経験者

5 番 補充裁判員経験者

6 番 補充裁判員経験者

7 番 裁判員経験者

- 4 議事概要

司会者

それでは、裁判員等経験者の意見交換会を始めさせていただきます。皆様、お忙しいところ意見交換会にお集まりいただき、ありがとうございます。私は本日の司会を務めます、岡山地方裁判所第2刑事部の裁判官の中田と申します。よろしく申し上げます。今日は5月21日ということで、平成21年の裁判員制度の施行からちょうど4年ということになります。これまで岡山地方裁判所でも多数の裁判員裁判が実施され、意見交換会も

行われてきましたが、今回が4回目となります。私自身はこの4月に岡山地方裁判所に転入してきたばかりで、具体的な事件のことはよく分かりませんが、今日、御参加いただきました経験者7名の方から、実際の事件の経験を踏まえて、裁判員裁判の運営について改善すべきところがあれば、忌憚のない御意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、今回の意見交換会に参加する裁判官、検察官、弁護士から自己紹介をしてもらいます。

#### 森岡裁判官

第1刑事部の部総括をしております、裁判官の森岡と申します。先ほど、中田裁判官が言ったとおり、4周年の記念すべき日に裁判員等経験者の皆様から貴重な意見を伺う機会を与えていただき、大変喜ばしいことと思っております。有意義な時間となりますよう、ぜひとも積極的に発言をしていただくことを期待しておりますので、よろしくお願ひします。

#### 金浦検察官

岡山地方検察庁検事の金浦と申します。本日はこういう機会に参加させていただき、本当にありがとうございます。率直な御意見を聞かせていただけるものと思っておりますので、よろしくお願ひします。

#### 庄野検察官

岡山地方検察庁検事の庄野啓子と申します。せっかくの機会にお招きいただいたので、皆様の貴重な意見を持ち帰って、今後の私自身の職務にも役立てたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

#### 清野弁護士

弁護士の清野と申します。私は裁判員裁判は2回経験しておりますが、分かりやすい審理ということについては、今ひとつ手探りというところがありますので、今日はお話を聞かせていただけて勉強させていただけたら

と思っていますので、よろしく申し上げます。

小串弁護士

弁護士の小串といいます。よろしく申し上げます。これまでに裁判員裁判は6件経験させていただきまして、いずれの事件も自分なりに満足できる結果を得ることができたのではないかと考えているのですが、裁判員の皆様には良くないと思われるかもしれないので、今日は貴重な御意見を聞かせていただければと思っています。

司会者

まず、裁判員等経験者の皆様から裁判員裁判に参加されての全般的な感想をお話しいただきたいと考えています。私の方から担当された事件の概要を紹介した上で順に番号でお呼びいたしますので、よろしく申し上げます。まず、アルコール依存症の被告人が女性の家に入侵して強姦しようとして、刃物を突きつけるなどしてもみ合いになったときに怪我を負わせたという強姦致傷の事案で、その怪我が強姦致傷罪の傷害に当たるのかどうかという法律上の問題点や、それを踏まえた量刑が争点でしたが、これを担当された1番の方、お願いします。

1番

裁判についての全体的な意見ということですが、私は刑事裁判に関与すること自体が初めてなので、参加してみて刑事裁判の流れや裏側をかいま見ることができたような気がします。その後、新聞等で裁判員裁判の記事を目にすると、自分ならどういう判断をするだろうかと思うようになりました。

司会者

ありがとうございました。次は、帰宅途中の女性合計3名を強引にナンパしようとして、1名に暴行、1名に強制わいせつ未遂、1名に強制わいせつ致傷の犯行に及んだという事案で、量刑が主な争点でしたが、これを

担当された2番の方、お願いします。

## 2番

ちょうど約1年前になります。裁判員に選任され、どうすればよいのかというのが最初の自分の感じでした。裁判員裁判に参加して、裁判とはどういうものなんだろうといろいろと考えていましたが、スムーズな流れで、裁判員を終えた後の不安もありませんでした。その後、報道で裁判員裁判の記事を見て、私が参加していたらどういう判断をいただろうかと考えることはよくあります。そういう意味では、私自身が参加した裁判は、最初から最後までスムーズに運んだという感想を持っています。

## 司会者

ありがとうございました。次は、被告人両名が夫婦で、幼い子供を放置し、最終的には呼吸器感染症で死亡させた保護責任者遺棄致死の事案で、量刑が主な争点でしたが、これを担当された3番の方、お願いします。

## 3番

裁判員裁判に参加するまでは、裁判はすごく難しいというイメージがあり、裁判所にも裁判員裁判で初めて来て、選任前に実際に裁判をするところを見せてもらいましたし、実際に始まってからも、緊張はしていましたが、話しやすいような雰囲気を作ってくれたので、そういう意味では私たちでもすごく参加しやすいというか、分かりやすい裁判だと感じました。実際に経験してみて、私は参加したことを周りの人たちに伝えることもあるかもしれないと思いましたし、ニュースで裁判員裁判のことをやっていると、今までだったらあまり気にしなかったのですが、参加した後は気にするようになり、裁判を少し身近に感じるようにもなりました。

## 司会者

ありがとうございました。次は、被害者が被告人の実の兄で、被害者に対する不満から、自宅に保管していた拳銃で被害者の腹を至近距離から撃

った殺人未遂等の事案で、殺意の有無や責任能力等が争点でしたが、これを担当された4番の方、お願いします。

#### 4番

私も刑事裁判に関わるのは全く初めてでしたし、今まで生きてきて事件に関わることもありませんでした。10年くらい前に当時の業務の関係で民事裁判を傍聴したことがあります。傍聴席から見ていると、裁判官と弁護士の間で理解できない言葉が飛び交っていました。しかし、今回経験した裁判は、検察官も非常に分かりやすく、かみ砕いて説明してくれたので分かりやすかったと思います。裁判自体も殺人未遂でしたので、被害者の方が命をとりとめ、証言台に立ってくれたので、肩の荷も少しは軽かったのではないかと思います。評議の進行も、裁判長が専門用語をかみ砕いて分かりやすく説明してくれたり非常にスムーズな進行だったので、理解しながら進めていけたと思います。今回、裁判員裁判を経験して、裁判での判決までの行程を身をもって理解できたので、その後、テレビで裁判員裁判の報道を見るたびに、そのときのことを思い出したりもしますが、自分としては非常に良い経験ができたと思っています。

#### 司会者

ありがとうございました。次に、被害女性のバッグを奪い取った後、強姦した上で殺害し、更にその死体を損壊し、遺棄した強盗強姦、強盗殺人等の事案で、量刑が主な争点でしたが、これを担当された5番の方、お願いします。

#### 5番

非常に難しい判断を迫られた裁判に参加することができました。裁判所へ来ることも、裁判自体も初めての参加でした。正直、苦しい思いも途中でありましたが、選ばれた以上、責任を全うしようと最後まで参加しました。途中で流れが変わったこともあり、難しい面もありましたが、おおむ

ね参加できて良かったと思っています。

司会者

ありがとうございました。最後になりますが、外国人4名による覚せい剤約3キロの密輸事案で、そのうち2名の被告人が対象となり、覚せい剤であることの認識があったかどうか等が争点でしたが、これを担当された6番の方と7番の方、お願いします。

6番

先ほどの方が述べたとおり、裁判員裁判については新聞報道で、「裁判員裁判がありました。判決はこうでした。」と漠然と活字を読んでいましたが、最高裁判所から名簿記載通知が届き、約1年間かかりましたが、今年の1月から延べ約1か月、実質17日間、被告人が中国人でしたので、通訳付きであったということで、見ることも聞くことも初めてで、最初のうちは驚きました。しかし、裁判官とコミュニケーションを取るうちに、だんだんと裁判というものを身近に感じるようになりました。覚せい剤を見たことはありませんでしたが、法廷で実際に見て、こんなものなんだということが分かりました。最近、国内に覚せい剤が非常に蔓延しているということも聞いたので、そういう意味でも非常に勉強になったと思っています。裁判員を経験した後のことは、先ほど皆さんがおっしゃったとおり、今まで以上に新聞で裁判員裁判の記事を注意深く読むようにしています。

司会者

ありがとうございました。最後に7番の方、お願いします。

7番

裁判員裁判に参加して4か月になります。裁判所に来た時は、何をするのか分からなくて不安でしたが、いろいろな書類を見て、裁判官から親切に説明してもらい、良い勉強になりました。本当にすごい書類だと思いました。裁判官、検察官、弁護人がこれだけの書類を作った努力に敬意を表

したいと思いました。私は、最初、とまどいながら評議をしていましたが、最後まで終わらせることができ良かったと思っています。裁判員の経験をしたことは自分にとってはすごい経験で、孫も弁護士になるということで頑張っているのです、助言をしてあげたいという気持ちになりました。

司会者

皆様方から全般的な感想を伺いました。いろいろ伺いたいことはあるのですが、時間に限りもありますので、テーマを絞って御意見をお伺いしたいと思います。まずは、分かりやすい審理ということでお伺いしたいと思います。裁判員裁判においては、これまでも検察官、弁護人、裁判所は共に、裁判員に分かりやすい審理の在り方を模索して努力してきましたが、裁判員等経験者の方にまずお聞きしたいのは、分かりやすい証人尋問がなされていたかどうかということです。例えば、4番の方が経験された事件は否認事件で、被害者が証人として法廷に出てきて証言をしましたが、聞いてみてどうでしたか。

4番

検察官が冒頭陳述で概要を述べる中で登場人物がいろいろ出てくるのですが、証人になる方は限られていて、例えば「Aさんがこう言った。」とか、「Bさんがこうした。」とかいう話が出てくるのですが、その方々の人物像が見えなかったのです、この人はどういう影響を与えているのだろうかとか、そういうことをもう少し知りたかったと思います。検察官が文章的にこの人はこういうことを言っていますと読み上げるだけでなく、証人の方の都合もあるとは思いますが、証人が多い方が審理が分かりやすいのではないかと思いました。

司会者

被害者が証人で出てきたけれど、そのほかにも関係者の方が証人として話をしてもらった方が事件の全体が分かりやすかったということですか。

4 番

犯行のきっかけとなった関係者とのやりとりがあったのですが、その関係者がどういう人物なのか知りたいと思いました。個人的な発想ですが、そういう方が証人として来られなくても、DVDで、話しているところを見せてもらおうと印象が違うのではないかと思いました。

司会者

実際に証人として裁判所に来た被害者に対する質問はどうでしたか。

4 番

被害者の方が「山を起こす」とかいう言い方をしたのですが、一般人では理解できない言葉だと思いました。検察官からの質問で出た言葉なのですが、検察官がそのときに意味を確認してくれたり、説明してくれたら良かったのではないかと思いました。

司会者

一般になじみのない言葉が出たときには補足の質問が必要ということですね。ありがとうございます。4 番の方以外で証人尋問に関して、分かりやすかったとか、分かりにくかったという意見を伺いたいのですが、どうでしょうか。

2 番

私が参加した裁判は性犯罪でした。当初は被害者の方が1名参加する予定だったのですが、病気で欠席となり、その方の夫が来ていました。やはり、被害女性の方が証人として裁判所へ出向いてくることには、非常に勇気というか、苦しい部分があると思うので、勇気を振り絞って出てくる人がいれば、そのときの感覚とは違った、生の声を聞くことができたのではないかと思いました。

司会者

今のお話ですと、仮に被害者の方が証人として来ていれば、もう少し事

件について違った印象になっていたかもしれないということでしょうか。そのほかの方で証人尋問の在り方について御意見のある方はいらっしゃいますか。3番の方は自白事件ではありましたが、法医学関係の証人尋問があったようですが、この点については理解しやすかったでしょうか。

3番

専門的なことは少し分かりませんが、実際に被害を受けて亡くなっているの、被害者が話すことができない分、被害者が亡くなったときの状況が分かりやすくなったと思いました。病名とかは言われてもピンと来ないところもありました。主治医がいなかったのも仕方ないですし、難しいとは思いますが、少しでもそのときのことを知る材料にはなったと思います。

司会者

証言の中身は難しかったけれど、事件の把握にはつながったという趣旨ですか。

3番

被害者の方が亡くなった時の状態がどれだけひどかったのかということについては、専門家が説明したことで分かりやすくなったと思います。ただ、被告人に対しての証人がもう少しいてもよかったのではないかと思います。

司会者

6番と7番の方は通訳を介した証人尋問でしたが、こういうふうにした方が良かったのではないかという御意見はありますか。

6番

被告人が中国人で福建省の出身でしたが、福建語の被告人に北京語の通訳がどこまで理解されているかについては疑問がありました。検察官も裁判までに被告人から話を聞いていたので、理解度はあるのだろうとは思

のですが、被告人と通訳人との間でうまく意思の疎通ができていたのか少し疑問がありました。また、裁判のとき、通訳人は2名でしたがマイクは1本しかなかったので、通訳するときに話す方向が違くと補充裁判員の席では言葉が聞き取りにくいということがありました。あと、右耳が聞こえにくい方が裁判員の中にいたので、事前に聞こえるかどうか確認してもらうとか、補聴器を着けてもらうとかすれば、もっと理解しやすかったのではないかと思います。

司会者

7番の方はどうですか。

7番

通訳人が2人いましたが、通訳をしても、被告人から返ってくる言葉が日本語だったり、弁護人と日本語で会話をしているときがあったので、最初から日本語でやればいいのにと思いました。また、証人として被告人の息子と横浜にいる友達が来たのですが、証言している息子も友達も日本語で話をし、被告人にもそれが通じていました。それを改めて通訳するのであれば、日本語で話をしたら良いのではないかと思います。

司会者

証人尋問の点に関して、まだ伺っていない方はどうですか。

5番

いきなり裁判員に選ばれ、公判が始まって、被告人質問があり「何か質問がありますか。」と聞かれても、最初は何を聞けばよいのか分かりませんでした。裁判員は公判前整理手続に参加しているわけではないので、いきなり「何か質問は。」と聞かれても、そんなすぐに聞くことは、よほど頭が良くなければできません。公判が進むにつれて事件の内容が理解でき、だんだんと質問が自分の思った言葉になっていったと感じました。正直な話、私の裁判は被告人の人となり最後の最後まで分かりにくかったです。

公判で質問をして、被告人の人となりを知ればよいのかもしれませんが、限られた時間の中で、そこまでは踏み込めなかったように思います。検察官ではなく、やはり弁護人がそういうところに踏み込んでもらえれば分かりやすかったと思います。

司会者

審理の最初の頃は事件の中身や関係者の人となりが分からないので、質問をするのは難しかったということですか。

5 番

そうです。しかし、後から考えれば、公判の最初の段階が肝心だったと思います。

司会者

5 番の方の担当された事件は、被告人の対応が最初と最後では違ったこともあって難しかったようですね。ほかに証人尋問の関係で何かございますでしょうか。

(参加経験者からの意見なし)

御意見がないようですので次のテーマに移りたいと思います。次のテーマは、裁判員裁判に参加するに当たって、負担を軽減するための工夫について御意見を伺いたいと思います。証拠調べの方法や審理日程については、裁判員の負担ができるだけ少ない形となるよう法曹三者で努力をしているところですが、まずは審理日程の在り方について御意見を伺いたいと思います。現時点では、選任手続は公判の前に独立して行うことが多くなっていますが、日程の在り方について何か御意見はありますか。1 番の方は、選任手続の日に公判も行われましたが、日程的には別の日が良かったというようなことはありますか。

1 番

選任手続の日でも良かったのですが、できれば日を空けた方が良くと思

います。それから私の事件では間に土日が入っていたので良かったのですが、少しは裁判員同士で話し合える時間があれば良かったと思いました。

司会者

そのほかの方は選任手続の日は選任手続のみで、翌日等から公判が始まるという審理日程でしたが、2番の方はどうでしたか。

2番

その日程でしか参加していないので、それが当たり前という感じです。私自身は負担とかは感じませんでした。

司会者

選任手続から裁判の開始までもう少し日にちがほしい、翌日でもまだ早いという方はいらっしゃいますか。

(参加経験者からの意見なし)

皆さん、今のような形でおおむね差し支えがなかったということですね。6番と7番の方にお聞きしたいのですが、6番と7番の方が経験された事件は証人等が多数で、職務従事日数が17日、延べ日数が4週間と3日という事案でした。途中で公判が開かれない日もあったと聞いていますが、こういう進め方について何か御意見等がありますでしょうか。

6番

選任手続が終わった時点でスケジュール表をもらいました。私は無職なのですが、自治会の役員とかいろいろ予定があるので、スケジュール表をもらい、その関係の責任者に簡単に事情を説明して裁判員に専従できるようにしてもらえたので、前もってスケジュール表をもらえたことは大変良かったと思っています。

7番

毎日、朝から晩まで10ページくらいメモを取るのに、すごく疲れしました。しかし、メモを取らないと評議ができません。評議室に帰ったとき、

ああだったでしょう，こうだったでしょうと言われても，メモを取っていないと何の返答もできないので，もう少し簡単な方法はないかと思っていました。法廷に行けば，参考の紙はもらえるのですが，名前が書いてあるだけの紙なので，それに全てを書いて法廷を出ないと評議ができないので大変でした。

司会者

日程的な負担はどうでしたでしょうか。

7 番

疲れました。

6 番

ちょうどインフルエンザが流行っていた時期でしたので，病気をしてはいけなと強く責任を感じました。裁判員が1人でも欠けると裁判ができなくなるということも，そのとき初めて知りました。

司会者

日程の点でお伺いしましたが，負担の軽減という観点からもう一つお伺いしたいのですが，それぞれ担当された事件が終わってから時間が経ちました。長い人だと1年，短い人でも3か月ですが，今，振り返ってみて，裁判員等をお務めいただいたことによる精神的な負担はどうだったのかということについて，感想や御意見を伺いたいと思います。裁判員等を経験されたことで精神的な負担を感じたようなことはありましたでしょうか。5 番の方は厳しい判断をしたようなお話でしたが，どうでしたか。

5 番

全くないと言えは嘘になると思います。生活に支障を来すレベルではありませんが，やはり裁判に関わったことは思い出します。裁判が終わった直後は新聞も見ました。気にならないことはないですし，気にはしていますが，生活に支障を来すようなレベルではないというのが正直な感想です。

司会者

その他，証拠調べで見たり聞いたりしたもので，精神的な負担を感じたものはありましたか。3番の方は法医学の話がありましたし，被害者の方も亡くなっていますが，証拠調べで何か感じたことはありましたか。

3番

実際に亡くなった方の写真やその関連の写真を見ました。血が出ている亡くなり方ではなかったのですが，やはり亡くなっている方を見るということはショックでした。ときどき思い出したりはするのですが，どういう状態だったのかということを見ないと，どういう形で亡くなったのかが分からないので，仕方ないと思いました。

7番

私も生まれて初めて麻薬というものを見ました。麻薬がどういうものなのかはうまく説明できないのですが，真っ白な固まりで私にとってはものすごい印象でした。今でも料理をしているときに砂糖を使うと，これが麻薬だったらどうなんだろうと思うことがあるので，私にとっては心の中で尾を引いているのだらうと思います。見て良かったかどうかは，私自身，分かりません。

司会者

ほかの方で，担当された事件の経験を踏まえて，何か御意見等はありませんか。

1番

私が担当した事件では，残酷な証拠はなかったもので，全く負担は感じませんでした。

司会者

これまでのところで，参加している裁判官，検察官，弁護士の方で，裁判員等経験者の方に質問をしたいという方はいますか。

## 庄野検察官

皆さんが担当された事件で、検察官や弁護人の冒頭陳述や論告・弁論があったと思いますが、表現の仕方や声の大きさ、あるいは話すスピードといったことで気になったことがあれば、聞かせていただけますでしょうか。

### 1 番

冒頭陳述は机上のモニターを見ながら聞いていましたが、少し早口で聞き辛かったです。あと、例えば「血中アルコール濃度が何度」とかいう話が出ましたが、それはどうして主張しているのかが分かりませんでした。

### 2 番

私の事件は、担当した検察官が、非常にメリハリのある、声優のような声で説明をしたので、迫力があって分かりやすかったのですが、その反面、弁護人の話は少し分かりにくい点がありました。声の大きさもそうですが、他の裁判員との話でも「どこまでのことが言いたいのかな。」という感じがあり、分かりにくかったと思います。

### 3 番

声とかスピードは特に問題はなかったのですが、検察官の話で聞き慣れない言葉があったので、後で裁判官に説明してもらって意味が分かったということがありました。また、弁護人は被告人のことに詳しいので、少し話すスピードが速かったと思いますし、時系列ではなく主張に沿って話すので、時間が前後して分かりにくいときがありました。

### 4 番

私の場合、拳銃の発砲事件でしたので、拳銃の玉が発射される仕組みを後から裁判長が説明してくれたのですが、検察官から凶器の詳しい説明があってもよかったかのではないかと思います。また、その事件の争点として事件発生時に飲酒と薬物の服用で被告人が酩酊状態にあったかどうかということがあったのですが、事件経過を説明するとき、事件発生直後に

被告人が自動車を運転して逃走した際の逃走経路の説明が速かったと思います。岡山市内の地図をモニターに映しながら経路等を説明をしてくださいましたが、争点に非常に絡むところで、酩酊状態で自動車が運転できるのかどうかというところなので、もっとかみ砕いて、時間を取って説明してくれた方が良かったのではないかと思います。

司会者

冒頭陳述や論告・弁論に限らず御意見があればお願いします。5番の方はいかがですか。

5番

私に関わった事件は量刑が争点でしたので、冒頭陳述の記載や話された内容は分かりやすかったですし、映像も合わせながら説明したので、証拠や経過も分かりやすかったと思います。

6番

私の印象としては、検察官の内容は分かりやすいけれど、弁護人は、被告人をかばうという意味もあるとは思いますが、意図するところが分かりませんでした。「弁護人の焦点が分からない。」、「どうしてこういうことを聞くのか。」と思えるようなところが多々ありました。

それから裁判員の負担のことですが、仕事をされている方で欠勤扱いになった方もいれば、勤務先に理解があって有給休暇になった方もいるという話を聞いたので、裁判所がもっとフォローしてあげればいいのになと思いました。

7番

私も6番の方と同じです。弁護人と被告人の接点というか、弁護人が何か発言すると、被告人が後ろを振り向いて会話をしていたのですが、裁判員にその会話の内容は聞こえないのですが、不愉快でした。それから、検察官はよく調べられている、ひょっとして24時間態勢でやっているの

はないかと感心しました。麻薬の事件だったので尾行もしなければいけませんし、船による密輸の事件なので、移動が多いこともあり、大変な事件であったということが、よく分かりました。

司会者

弁護士からは何かありますか。

小串弁護士

今、裁判員等経験者の皆様から、弁護人の立証が分かりにくい、検察官は分かりやすいという御意見をいただきました。アンケート結果によると、岡山の弁護人の立証の分かりにくさは全国で2番目という不本意な結果になっています。事件の内容、被告人の性格、弁護を担当する弁護人の資質にもよるとは思いますが、皆様が経験された事件でここだけは非常に分かりにくかったということをお聞かせください。弁護士会に持ち帰り、後日、是正するよう指導したいと思います。

1 番

弁護人の主張は論理的にどうかと感じましたが、内容については差し控えさせていただきます。

2 番

特にはありません。

3 番

被告人の逮捕時の写真を見せてもらいましたが、それがこの審理にどう結びつくのだろうかと思いました。また、事件が起こるよりもかなり前の話がいろいろあったので、そのことと事件がどう関係があるのかが分かりにくかったです。

司会者

その写真は弁護人の証拠ですか。

3 番

そうだったと思います。

#### 4 番

私の事件の弁護人は滑舌が悪くて、聞き取り辛かったです。また、審理ではアルコールと薬物を併用して酩酊状態になっていたかどうかも争点になっていたのですが、そのことに関する質問で、弁護人が被告人に対して「あなたはどのくらいの大きさのコップで、どれだけ飲みましたか。」とさかんに聞いていましたが、被告人は犯行直後、自動車で逃走し、その途中で逮捕されているので、素人目から見ると呼気検査を受けているのではないかと思うので、血中アルコール濃度の結果を聞いた方が早いのではないかと思います。

それから、後から不意に質問がわき上がり、その場で質問が思いつかないことがあったので、できれば1日か2日空けてから質問ができる機会があれば良いのにと思いました。

#### 5 番

私の事件では、確か弁護人と被告人のコミュニケーションがあまり取れていないという印象があり、弁護人はあくまで極刑回避の方向で主張をしていましたが、被告人とのコミュニケーションが取れていることが見えてこないで、印象が良くなかったです。

また、過去の判例についての主張が双方からあり、それぞれ言いたいことは分かるのですが、被告人とコミュニケーションが取れていないのは、正直どうなのかと感じました。

#### 6 番

弁護人が検察官側の証人に質問するとき、証人に対して「こういう理由で質問します。」といった感じで分かりやすく明快に質問しなければ、裁判員には分かりにくいと思います。ただ、ああだった、こうだったという聞き方では焦点が分からないので、逆に被告人に不利に働くのではないか

と感じました。

#### 7 番

弁護人が3人いたのですが、誰が発言するのかがはっきりしませんでした。マイクがあっちこっちに行っていたので、この点に関してはこの弁護人が、ということを決めておけば、被告人の手助けというか把握ができたのではないかと思います。誰が何を言いたいのか分からなかったので、法廷を出た後、裁判員同士で「何だったのかね。」と話していました。

#### 司会者

それでは最後に、これから裁判員となる方へのメッセージを裁判員等経験者の皆様方からお一人ずつお願いしたいと思います。

#### 1 番

最初は刑事裁判に参加すること自体に不安を感じていましたが、裁判官から丁寧に説明してもらい、何の問題もなかったので、不安に思うことなく参加できれば良いと思います。

#### 2 番

選ばれたときはどうしようかなと思いましたが、参加して裁判官や他の皆さんと一緒にやっていくうちに、事件の内容にもよるとは思いますが、不安は取り除かれました。多分、全国的には裁判員をやってみたいと思っている人も大勢いるとは思いますが、しかし選ばれなければできません。そういう貴重な経験という意味では、私自身、良かったと思います。今後、選ばれた方には、恐らく不安はあるだろうと思いますし、自分が思ったことと同じようなことを思うのだろうと思いますが、そういうことはないので、ぜひ経験されたら良いのではないかと思います。

#### 3 番

裁判員裁判に参加するまでは、裁判がどうやって行われるのかということも知らなくて、1日中やっているのかなぐらいに思っていたのですが、説

明を聞いてみると、1時間やったら休憩をするということで、集中して行われるものではないことが分かったので、少し気が楽になりました。事件によっては、やってみての負担もあるかもしれませんが、貴重な体験ですし、やってみて良かったと感じることが多かったと思うので、会社で仕事をしている方が休みを取るのは難しいとは思いますが、都合が付けば、経験としてはすごく良いのではないかと思います。

#### 4 番

一般の方は裁判とは無縁な方が多いのだらうと思います。私自身、裁判の傍聴もしたことがありませんでした。しかし、裁判員裁判を経験したことは有意義でしたし、裁判の過程を目の当たりに見ることができたので、非常に良い経験でした。そういった意味で、非常に良い経験をしてみてはどうかと思います。

#### 5 番

ほぼ似たような感じになるのですが、貴重な経験をさせていただいたという点では参加して良かったと思っています。事件の内容や性質にもよるとは思いますが、私が経験した事件は被害者遺族が参加したので、どうしても感情移入しやすい事件でしたが、これから経験される方にも市民感覚をもって冷静に取り組んでいただきたいと思います。内容によっては人の人生が左右されることばかりですが、真剣に向き合って、納得のいく評議をする、それをしないと後悔することになるので頑張ってもらいたいというのが私のメッセージです。

#### 6 番

裁判員制度の趣旨は「国民が司法を身近に感じる」ということですが、私は身近に感じましたし、実際に裁判員裁判に参加して、税関、警察、刑務官もそうですが、非常にいろいろな方が携わって日本を守っているということが分かりましたので、非常に良い経験をしたと思っています。

私は裁判員を経験したことを隠すつもりはないので、例えば自治会では、内容については言いませんが、裁判員をやったことや、候補者に当たった場合には積極的に参加するよう、積極的に広報したいと思っています。

#### 7 番

最初に選ばれたときは、どうしようかな、断ろうかなと思いましたが、選ばれた以上は一度はやってみたいと思ったので、やってみました。自分自身、最初はとまどいがありました。裁判官やその他の方がいろいろなことを教えてくれ、最後まで終わることができたので、私にとっては良い経験だったと思います。これから選ばれる皆さんも、怖がることはありませんし、やってみたいという方もたくさんいると思うので、大いに参加してもらいたいと思います。年齢も70歳以上は辞退できることにはなっていますが、80歳近い方にもすばらしい意見を持っている方がいるので、年齢にこだわらず参加してほしいと思います。

#### 司会者

ありがとうございました。最後に意見交換会に参加している裁判官、検察官、弁護士から一言ずつお願いします。

#### 森岡裁判官

本日は長時間にわたり意見を交換していただき、ありがとうございました。非常に参考になる御意見をたくさん聞かせていただきましたので、今後の裁判に活かしたいと思います。

#### 金浦検察官

検察官の立証はおおむね分かりやすいという御意見をいただき、ありがとうございました。ただ、いくつか御指摘いただいた点については検察庁に持ち帰って、いっそう分かりやすく、そして裁判員の方々の精神的な負担が軽くなる立証を心がけていきたいと思っています。

#### 庄野検察官

本日は貴重な御意見を聞かせていただき、ありがとうございました。実際に経験された方からでないと言葉を私が聞くのは初めてでしたので、今日の皆様の貴重な御意見を踏まえて、今後の私の裁判員裁判の立会に大いに役立てていきたいと思っております。

清野弁護士

本日はありがとうございました。6番の方と7番の方が経験された事件の弁護人は、私と同じ事務所の弁護士が担当していましたので、きちんと伝えておきたいと思っております。しかし、フォローしておく、それなりに事務所で苦勞しているのを横目で見えていましたので、その点は理解していただければと思っております。

小串弁護士

本日は非常に勉強になりました。写真を示すときは、その意図が伝わるように示さないといけないことが身に染みて分かりました。ありがとうございました。

司会者

それでは時間になりましたので、裁判員等経験者の意見交換会は終了させていただきます。ありがとうございました。

進行（総務課長）

これから残りの時間で報道関係者の方からの質疑応答を行いたいと思っております。最初に代表質問を幹事社からお願いします。

A社 a 記者

本日は貴重な御意見を聞かせていただき、ありがとうございました。私はA社の a と申します。よろしく申し上げます。3番の方や6番の方の意見で仕事との関係の話がありましたが、裁判員裁判中は仕事の方はどうされていたのでしょうか。

2番

1年前は今の職場と違い、一般企業に勤めていました。裁判員に選任されたので、そのことを総務課に伝えたところ、会社として前例がないので時間をくれと言われ、最終的には無給の特別休暇で参加することができました。平成25年になってからは、社内規程に「社員が裁判員制度に参加する場合は、速やかに参加できるようにする。」ということが付け加わったのを見ました。先ほど欠勤扱いにするという話もありましたが、そういう感じで徐々に浸透していけば、大企業は既にあるとは思いますが、中小企業では私が先導役になったのではないかと考えていますので、その会社で誰かが選任されれば、そういう形で参加することになると思います。

### 3番

私は中小企業の会社員ですが、裁判員制度が始まった時くらいから就業規則に裁判員裁判に参加すれば有給の公休で休めるという規程が決められていました。実際の例は私が初めてでしたので、どういうふうにするのかというところもいろいろありましたが、裁判所の証明書を添付して休暇を取りました。その後も1名、選任手続に参加した方がいましたが、私と同じような形で参加することができました。

### 5番

私は自営業なので、正直、負担はありますが、「選ばれた以上は。」という感じで参加しました。審理中は裁判員であることはあまり言いませんでしたが、終わってからは取引先の社長等に話をし、「いつ、誰が選ばれるか分からないけれど、実際に参加すれば良い経験になりますよ。」と伝えています。

### A社 a 記者

自営業ということですが、審理中の仕事はどうしていたのですか。

### 5番

夜、帰ってから少しはしますが、ほぼ何もしていない状態でした。

A社 a 記者

凄惨な証拠写真を見たり，判決言渡しに当たって被害者に感情移入することによる裁判員の精神的な負担が懸念されますが，福島県の裁判員経験者がPTSDの診断を受けたということで国家賠償訴訟になっています。本日の意見交換会の中でも意見が出ていましたが，証拠写真等で精神的な負担を感じた方は挙手していただけますか。

5 番

負担のレベルはどれくらいですか。遺体の写真を見れば，負担がないわけではないでしょう。質問の意図する境目はどこですか。そこがあいまいなので，はっきりしてもらわないと手が挙げられないと思います。

A社 a 記者

今でも思い出して眠れなくなるくらいというか，フラッシュバックみたいな症状が少なからずあるという方はいますか。

(誰も挙手せず。)

A社 a 記者

難しい質問でしたので，質問を変えます。岡山の裁判員裁判でも先日，死刑判決が言い渡されましたが，裁判員裁判で死刑を扱うことの是非と，実際に経験した皆さんが，もしその判断をする立場になった場合，どうされるのかについてお聞かせください。

1 番

法律で死刑が定められているので，死刑判決が出ることは仕方ないと思います。被害者の命1つと加害者の命1つは同じだと思いますので，それぞれの事情を比較考量して判断すれば良いと考えています。

2 番

死刑事案の裁判員裁判に参加したらということですが，自分の事件でも判決前夜は考えましたので，非常に難しい選択だと思いますし，判断の境

目は自分としても非常に悩むのではないかと思います、評議の上でならば判決の言渡しはできると思います。

3 番

うまく想像できないのですが、私が担当した事件も判決が出たときはそうでもなかったのですが、後から思うこととかがあったので、実際に死刑事案の裁判員に選ばれれば参加するしかないとは思いますが、後でいろいろ考えてしまうのではないかと思います。

4 番

私が担当した事案は殺人未遂ということで、被害者が生きているという時点で少し安堵したというのが正直な気持ちです。被害者が亡くなっていて、死刑事案ということであれば、そういう気構えで臨まないといけないので、負担感は違うのではないかと思います。私自身は死刑判決はあってしかるべきという肯定派ですが、自分が関われるかどうかは、量刑に関する判断を素人がどう判断するのかということについては少し考えるところもあるので、実際に自分になってみないと分かりませんが、死刑判決は少し難しいところもあるのではないかと思います。

5 番

私が担当した事件で死刑判決が出ましたが、今の私の考えだと、供述証拠が完璧にそろっていて、えん罪のおそれがない事件でした。極刑が良いとは正直思いませんが、あの状況では再犯の恐れが非常にありそうな公判のスタートだったので、みんなで決めましたが、ああいう判決になったのはやむを得ないと思っています。

6 番

私が担当した事件は覚せい剤の密輸入なので、そこで一安心しました。死刑事案でなくて良かったというのが正直な本音です。覚せい剤であっても中国であればすぐに死刑ですが、日本はそういうことはないのです。5 番

の方は苦勞したと思います。私自身は死刑制度については肯定派でも否定派でもないので、それ以上は差し控えたいと思います。

7 番

ちょうど私たちが裁判員裁判をやっている間の2月に、この裁判がありました。判決の日に裁判所へ来たら、たくさん人がいて法廷に入れませんでした。私は、被害者がむごたらしい殺され方をしているから、被告人がどんなに弁解しても、親が泣いても、死刑が当たり前だと思います。

A社 a 記者

4 番の方は、裁判員制度に死刑事案はどうかということですが、もう少し詳しく聞かせていただけますか。

4 番

そういう意味ではなく、自分が死刑事案に直面した場合、どういう心理になるのかを想像することが難しいということが言いたかったのです。死刑制度そのものは仕方ないと思っています。

A社 a 記者

皆さんの経験や報道を踏まえ、裁判員制度が始まってから4年が過ぎ、5年目に入りますが、裁判員制度の課題としてどういったものがありますでしょうか。

1 番

殺人事件等で残酷な写真を見ることが分かっている事案については、選任手続の中で意見を聞く機会があるので、その際にすれば良いのではないかと思います。写真を見てストレスを感じるかどうかは人様々なので、ストレスになるという方は申し出てもらえば良いと思います。

2 番

福島地方裁判所の件ですが、私もそのニュースをテレビで見たとき、モニターに写真が出ることは事前に伝えられていたとは思いますが、見てし

まったばかりにこういうことになったのではないかと思ったので、もう少しソフトに、例えばモザイクをかけるとか、イラストにするとか、そういう対応があっても良いのではないかと思います。

それから、私自身が参加した裁判は性犯罪事案ですが、たまたま裁判員と補充裁判員で女性が1人しかいませんでした。もし、その方が男性で、男性ばかりで審理したらどうだったのだろうかと思いました。もし、女性が半分いれば、もう少し女性から見た意見が入ってきたと思うので、もう少し深いところで審理ができたのではないかと考えたことがあります。

### 3 番

概要は事前に聞いていますが、実際に裁判が始まらなると、どういう裁判なのか分かりませんし、同じ裁判をしても裁判員によって感じ方は違うと思うので、終わった後に何かあったら相談してくださいと言われてましたが、そういうケアをもっと充実させてもらった方が裁判員が安心して裁判できるのではないかと思います。

### 4 番

選任手続のときに事件概要は知らされていますが、やはり目の当たりにするとショックを受ける人もいると思うので、非常に判断が難しいと思います。私自身はむごい写真を見ても、冷静に見ることはできると思いますが、人それぞれなので判断は非常に難しいと思います。

### 5 番

今、問題になっているPTSDに関しては4番の方と同じで、大丈夫と思っているでも実際に見てみないと分からないと思います。辛い思いをされている方がいるということは悲しいことだとは思いますが、解決しようがないので、どうしようもないと思います。私自身、被害者の遺体写真を見ましたが、検察官の配慮で、白黒写真を見てからカラー写真で見ました。人の形をしていない物だったのですが、いきなりカラーで見せられていた

ら受ける印象は変わっていたと思います。そういう写真を公判初日に見せられることは裁判官から聞きましたが、見ないわけにはいかない、見て判断をしなければいけないので、難しい問題だと思います。

私の経験した事件では、公判の途中で被告人の供述が変わりました。審理期間は決まっていたのですが、被告人の供述が変わった時点で審理期間を延ばすという手もあったのではないかと思います。私の経験した事件であれば、審理期間を延ばすという判断もやむを得ないのではないかと思います。

## 6 番

私の担当した事件は被告人が2人の中国人で、しかも通訳が入ったので、時間が倍かかりました。日程の話もありましたが、週に4日のときもあり、私としては気分の切り替えができたので良かったです。評議も、30代の女性や20代の男性の意見を聞くことができ、非常に勉強になったので良かったです。

## 7 番

福島地方裁判所の裁判員経験者の件は、むごたらしい写真を見て気分が悪くなったとか、ストレスを感じたのであれば、その時点で交代できるような補充裁判員がいるので、どうして裁判官に助けを求めなかったのかと思います。それなのに裁判所を訴えるということを考えること自体がおかしいと思います。気分が悪くなった時点で、裁判官に気分が悪くなったから辞めさせてくださいとはっきり言うべきだったと思います。

## B社b記者

3番と5番の方に質問です。被害者が亡くなっている写真を見たということですが、心のケアとして負担を感じたときのメンタルヘルスサポート窓口が全国3か所しかないとか、東京まで行かなければならず、交通費がかかるから行けなかったということが報道されていますが、心のケアの窓

口についてはどう思われますか。

3 番

私の担当した事件の場合、亡くなった方が眠っているような状態でしたので、写真を見てショックを受けるということではないのですが、同じような年頃の子供を持っている裁判員等はショックを受けたのではないかと思います。そのときの皆さんは、写真から影響は受けていないと思うのですが、こういうことは裁判が終わってからすぐに症状が出るとは限りませんし、裁判が原因ということも気づきにくいので、本人でも気づかない精神的な負担を、定期的にといいか、裁判が終わって時間がしばらく経ってからケアをするというようなことがあっても良いといいいか、有効ではないかと思いいました。

5 番

私の場合、性格が図太いので、そこまで気になりませんでしたがい、そういうサポートやケアがあるという説明は聞いていますし、私から連絡をすることはこれからもないと思いいますが、いろいろな人が参加するので、必要なことだと思いいます。例えば、顔を見たことがある人であれば連絡がしやすいですし、ここに電話してくださいといいいだけでは連絡しにくいので、日程が延びるかもしれませんが、判決後に簡単なカウンセリングがあっても良いのではないかと思いいました。

B 社 b 記者

顔を見たことがあるとは、例えば裁判官がカウンセリングをするということですか。

5 番

裁判官でも専門のカウンセラーでも構いません。後々、問題が生じたとき、一度顔を合わせていると連絡がしやすいといいい意味です。

C 社 c 記者

裁判ではショッキングな写真がこれからも出てくるだろうと思いますが、そういう写真を見せられること自体はどうですか。裁判員になった以上、仕方ないと思いますか、それとも裁判所に配慮してほしいと思いますか。

1 番

人それぞれで違うと思います。個人個人で感受性が違うので、ショックを受けるのであれば断ればいいし、そうでなければ引き受ければ良いと思います。

2 番

私も1番の方と同じです。個人個人で違うのは当然です。事前にどうしても見たくないという申告があれば、そこだけカットできる良い方法があればとは思いますが。

3 番

どうしても大切な証拠になるとは思いますし、見た上で判断しないといけませんと思いますので、見るとは思いますが、何かしら配慮があった方がありがたいとは思いますが。

4 番

私自身、鈍感なせいかあまりショックを受けることはないと思いますが、人それぞれだと思いますので、難しいとは思いますが、写真によって何を主張するかで違ってくるのではないかと思います。写真の方が証拠能力が高いので見せているのだと思いますが、主張したいことを明確にして、イラストで足りる場合は、イラストでも良いのではないかと思います。

5 番

私は証拠である以上、全て見るべきだと思いますし、見た上で判断すべきだと思います。そういう写真を見るのが駄目そうだとすることであれば、辞退もできます。証拠を見ないで通過するのは良くないと思います。

6 番

凄惨な写真については個人差があるので、裁判のプロセスの中で検察官の証拠があらかじめ分かっているのであれば、事前に裁判員に話をし、見るかどうかの判断をしてもらえば良いのではないかと思います。

7 番

裁判員るとき、説明用紙をもらいました。こういうときのためにフリーダイヤルがあり、24時間態勢で助けてもらえるようにしてあると思います。私は、こういう事になる前に自分で判断すべきだと思います。私自身はこういう事件を担当していませんが、もし担当していてもどうということはないと思います。

C社c記者

実際に遺体写真を見たのは3番と5番の方ですが、遺体写真を見る前に事前の告知はありましたか。また、選任段階で告知はありましたか。

3 番

記憶があいまいなのですが、裁判の途中にそういう写真が出るという話が出たと思います。

5 番

選任手続の時はありませんでした。選ばれて公判初日にそういう話をしていたら、裁判官が聞いていて、多分出ると思いますと言われた記憶があります。

進行（総務課長）

それでは以上をもちまして、裁判員等経験者の意見交換会を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。